

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金申請受付要項

1 事業趣旨

福島県緊急事態措置に基づく施設休止の協力要請や協力依頼（以下「休業要請等」という。）の対象事業者の事業再開に向け、対象事業者に対し、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金（以下「支援金」という。）を支払うことで、国が示した「新しい生活様式」に対応するための取組みを支援し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とします。

2 交付対象者及び交付要件

(1) 交付対象者

県内に本所又は支所のある法人及び個人事業主（以下「事業者等」という。）

別表1「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」のとおり。

(2) 交付要件

ア 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「福島県休業協力金」という。）の交付を受けていること。

イ 県の休業要請等により、5月7日（木）から5月31日（日）まで（福島県緊急事態措置が早期に解除されれば解除の日まで）の間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。

ウ 国が示した「新たな生活様式」に対応するための取組みを講じる（講じた）こと。

3 交付額

一律10万円（協力金の交付額10万円、20万円、30万円に加算）

4 申請手続き（福島県休業協力金と一体で申請手続き）

(1) 申請受付期間

令和2年5月15日（金）から令和2年7月31日（金）まで

(2) 申請に必要な書類

別表2のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html>

イ 郵送の場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留

福島県休業協力金事務局 宛

※郵送申請の場合は、7月31日（金）の消印有効

※切手（送料は申請者負担）を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載くだ

さい。

※なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金」(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin.html>) のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局(別表3)でお受け取りください。

5 交付決定

- (1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。
- (2) 申請書類の審査の結果、支援金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 留意事項

- (1) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取る場合があります。
- (2) 申請で把握した個人情報は、支援金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用します。

7 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金」の専用相談窓口(福島県休業協力金コールセンター)

(電話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで